

託された  
大切な資産を、  
お預かりする  
定期預金です。

東京シティ信用金庫

# 相続定期預金 まごころ

特別金利

1年もの

年 **0.05** %

(税引後：0.039%)

※詳しくは、裏面をご覧ください。店頭窓口にお問合わせください。

## ご利用いただける方

相続手続き完了後 1 年以内の個人のお客様（相続手続き完了後 1 年以内であれば、相続により取得した当金庫や他金融機関の預金、不動産や株式等の売却代金も預入可能です。）

## 適用利率

年 0.05% (税引後 0.039%)

## お預入額

1 契約 10 万円以上、相続手続きにより取得した金額をお一人様の上限金額とします（一括預入、1 円単位）。

## お預入期間

1 年（自動継続式）

- 満期到来時は同期間にて自動継続となり、当金庫定期預金規定に準じます。
- 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。

## 中途解約

この預金は満期日前の解約は出来ません。やむをえず満期日前に解約する場合は、当金庫の普通預金利率を適用します。



東京シティ信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/to-city/>

東京シティ信用金庫  
相続定期預金



【商品概要】

ご利用いただける方	相続手続き完了後1年以内の個人のお客様 (相続手続き完了後1年以内であれば、相続により取得した当金庫や他金融機関の預金、不動産や株式等の売却代金も預入可能です。) ※個人名義のみのお取り扱いとなります。
お預入期間	1年(自動継続式) ○満期到来時は同期間にて自動継続となり、当金庫定期預金規定に準じます。 ○自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。
お預入金額	1契約10万円以上、相続手続きにより取得した金額をお一人様の上限金額とします(一括預入、1円単位)。 ※複数口に分けて契約可 ※既に相続により取得した金額を当金庫定期預金にてお預りしている場合、その定期預金を満期解約または中途解約した資金でのお取り扱いはできません。 ※ATM・インターネットバンキングでの作成はできません。
適用金利	年0.05%(税引後0.039%)
税金	お利息には源泉分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)が適用となります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。 (注)令和19年12月31日までにお受取りになる利息等には「復興特別所得税(0.315%)」が付加課税されます。
お預け入れに必要なもの	▶(1)当金庫で相続手続きをされたお客様 ①口座開設に伴う必要書類 ②お届け印 ▶(2)他の金融機関で相続手続きされたお客様 ①口座開設に伴う必要書類 ②お届け印 ③金融機関に提出した相続依頼書 ④遺産分割協議書 ⑤戸籍謄本(または改正原戸籍謄本)および被相続人名義の解約済み通帳または、計算書 ⑥公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのものおよび被相続人名義の解約済み通帳または、計算書 ※(2)③~⑥についてはいずれかの書類が必要となります。 ※詳しくは窓口または得意先担当にご相談下さい。
払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。
中途解約時のお取り扱い	満期日前に解約する場合は、金庫所定の期限前解約利率を適用いたします。
預金保険	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで(決済用預金を除きます)とその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)。
その他	○優遇金利の適用は初回満期日までとなります。 ○ご契約店舗は1店舗に限ります。

詳しくは店頭に商品概要説明書をご用意しております。



東京シティ信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/to-city/>